

# 学問の自由と日本学術会議会員任命拒否問題の背景



鈴木眞澄

日本学術会議会員任命拒否における学問の自由の侵害で際立つのは、民主主義の危機と同時に、立憲主義＝権力制限原理に対する不敬讓である。本稿はこうした視点から、今回の任命拒否の違法・違憲論を概観した後、急浮上した学術会議の在り方論（特に特殊法人化論）の問題点を論じ、こうした背景に90年代後半の行政改革以来の「内閣の機能強化」があること、学問の自由の「現場」に関わる人間は、民主主義原理とともに立憲主義原理で抵抗することが求められていることを指摘する。

## はじめに—問題の所在

憲法23条の「学問の自由」をめぐる状況は、憲法の理念が大きく後退し危機的な状況に陥っている。それ故、学問の自由を支える「現場」<sup>1)</sup>での闘いが極めて重要となろう。

本稿の目的は冒頭に要約したとおりであるが、今回の日本学術会議会員任命拒否（以下「今回の任命拒否」という）の違法性及び違憲性については、既に多くの実証的な論稿がある<sup>2)</sup>ので議論の概観にとどめ、本稿では、今回の任命拒否を実践的な観点から捉えなおして、既に民主主義の否定として批判されている今回の任命拒否は、憲法の立憲主義原理、即ち権力は制限されなければならないという原理に対する不敬讓による権力濫用であるという点を強調し、問題のすり替えと言われる学術会議の「在り方論」の問題点、そうした背景として考えられる90年代後半以降の行

政改革の推移等を検討し、その上で学問の自由の「現場」に関わる人間は、民主主義とともに立憲主義擁護の立場から闘うことが求められていることを指摘する。

## 1 任命拒否の違法性—日本学術会議法違反

今回の任命拒否の違法性については概ね以下のように指摘されている。日本学術会議は内閣府の特別機関であるが、その組織・権限等はすべて日本学術会議法（以下「日学法」という）で定めると規定されている（内閣府設置法40条3項）にも拘らず、今回の任命拒否は、学術会議の独立性（日学法3条）、会員定数210名・任期6年、「第17条の規定による推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」等の組織規定（同法7条）、学術会議自身による会員選考と推薦という手続規定（同法17条）等に明確に違反する。

加えて本稿では、当該任命行為は行政法上の行政処分であるが、日学法の上記諸規定からは裁量性が認められない羈束行為であり、まして「総合的・俯瞰的」見地からの裁量行為などではありえないこと、また関連して軍事研究との関係が持ち出されるが、軍事研究

### ●すずき・ますみ●

1949年生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学。龍谷大学名誉教授。専門：公法学。著書：倉持孝司他編著『憲法の「現代化」—ウエストミンスター型憲法の変動』（敬文堂、2016）ほか。

キーワード：権力の濫用 (abuse of power), 違憲性 (unconstitutionality), 学問の自由 (academic freedom), 行政改革 (administrative reform), 立憲主義 (constitutionalism)

は現行法上情報公開法の非開示制度や特定秘密保護法上の非公表制度等によって合法的に非公開となしうる余地があること<sup>3)</sup>、を指摘しておきたい。

## 2 任命拒否の違憲性—学問の自由の侵害

今回の任命拒否の違憲性については、憲法の統治規定違反として、憲法 65 条（行政権と内閣）、72、73 条（内閣の法律の誠実執行義務）等の違反ないしは解釈の誤りが指摘されている<sup>4)</sup>。政権側は憲法 15 条の国民の公務員選定罷免権に対して内閣総理大臣が責任を負わなければならないという論理を持ち出しているが、公務員選定罷免権は国民の人権規定であり、内閣総理大臣の具体的な任命権（限）を定めたものが日学法であることは前述のとおりである。

今回の任命拒否では「学問の自由」の侵害が最も重大である。憲法 23 条の学問の自由は、人間の思想良心や表現行為を超えた学問（学術）という営為の本質と構造（学問はそれ自体の自律性に委ねる以外にないということ）、学問が人類社会に果たした歴史的な役割、とりわけ日本の戦前に起こった学問に対する過酷な攻撃等々を保障の根拠とする。判例は、憲法 23 条の学問の自由を「広くすべての国民に対して保障する」とした上で、「大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障する」とし、さらに「大学における学問の自由を保障するために伝統的に大学の自治が認められ（略）この自治はとくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ」る<sup>5)</sup>として、学問の中心では人事を中核とする自治が特別に保障されるとしている。ここで注意すべきなのは、判例は、学問の自由がすべての国民の人権であることを確認したうえで、学問の自由

と大学の関係から「学術の中心たる大学」（現教育基本法 7 条等）に言及しているのであり、特定の個人や集団に特別に認められる特権であると判示しているのではないことである。

今回の任命拒否は、国家権力が人事を梃子に、学問の自由が特別に保障される大学の現職教員の「優れた研究又は業績」（日学法 17 条参照）に直接介入する結果となること、また科学者の学問活動に必要な基盤を提供する日本学術会議の組織構造や活動形式に対する政治権力の介入は、科学者全体の学問の自由に対する委縮効果を惹起することになること等から、学問の自由に対する侵害は明白である。さらに内閣総理大臣が該当者の氏名も業績も知らずに任命拒否をしたというのであるから、今回の任命拒否は権力の恣意的行使という他なく、憲法の立憲主義原理に対する著しい不敬讓が指摘されよう。

## 3 日本学術会議の在り方について —特殊法人化論の危険性

こうした「任命拒否」—「学問の自由の侵害」—「立憲主義に対する不敬讓」という文脈でさらに注意すべきは、自民党 PT の 2020 年 12 月 9 日「日本学術会議の改革に向けた提言」（以下「提言」という）が、（問題のすり替えとしか思えない）学術会議の「独立行政法人化」（以下「独法化」という）をはじめとする特殊法人、公益法人等の国から独立した法人化を要求していることに対して、学術会議側は 2021 年 4 月 22 日付けで、改めて任命候補者の任命を求める「声明」を出す一方で、「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて」（以下「検討課題」という）を公表し、学術会議の在り方について検討を約束していることである<sup>6)</sup>。

ここで浮上しているのは、「提言」にいう「政府の内部組織として存在しているにもかかわ

らず、政府から独立した存在であろうとすることで生じる矛盾」という認識のズレである。これに対して「検討課題」では、各国のナショナルアカデミーの設置形態に共通する要件として、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、を指摘し、日学法はこの5要件のすべてを規定していることから、現状を変更する必要はない、としつつも、「提言」を受けて「国の機関以外の設置形態」についても様々な可能性を検討するとしている。

しかし、ここで懸念されるのは、こうした在り方論に注目が集まれば集まるほど、今回の任命拒否問題が後景に追いやられることに加えて、学術会議側が、独立行政法人と指定型公益法人については、学術会議の在り方にとってふさわしくないとしながら、「個別の法律を制定して5要件をすべて満たす特殊法人を考える余地」について含みを残している点である。何故ならば、独立行政法人制度導入の段階から「独立行政法人は、改良型の特殊法人」（藤田宙靖，註9）参照）という認識が示されていたとおり、現実問題として独立行政法人と特殊法人との区別は流動的であること、加えて本来文科省の文教研修施設（国家行政組織法8条の2）として学問の自由と自治が保障されていた国立大学が、次に見るような経過を辿って、「国から独立して法人化」されていったという経緯と現在の状況との類似性を否定できないことからである。

憲法が大学に特別保障する学問の自由と大学の自治の危機は、後述する90年代後半の行政改革の潮流に国立大学が巻き込まれ、その結果2004年国立大学が法人化されたことから始まったと言える<sup>7)</sup>。独立行政法人制度<sup>8)</sup>は、当該行政改革の主目的の一つ「行政機能

の減量（アウトソーシング）、減量化等」で、中央省庁の「企画立案機能」から分離された「実施機能」を担う制度として構想されたものであり、自治が保障された国立大学は当初から対象とされていたわけではなかった。しかし、その後の政治動向から2003年に非公務員型で独立行政法人通則法の主要部分を準用する国立大学法人法（個別法、以下「国大法」という）が制定され、その結果、それまで憲法が保障する学問の自由と大学の自治に範型を与えてきた教育公務員特例法（以下「教特法」という）が適用除外とされることになった<sup>9)</sup>。

大学における「学問の自由」と「大学の自治」には、それぞれに「対外的保障」と「対内的保障」とがある。「対外的保障」とは、大学の外部権力に対する自由と自治の保障であり、この側面では大学と教員（の集団）は一体となりうる。他方「対内的保障」とは、大学の内部関係における自由と自治の保障であるが、この側面における「自治」の主体は「教員集団」以外にも「管理者」による「自治」が考えられる。しかし「管理者」による「自治」の場合は、教員の「学問の自由」が「管理者」との関係でも保障される必要がある<sup>10)</sup>。

国大法によれば、大学の自治の「対外的保障」の場面では、6年ごとに文科相が各大学に定める「中期目標」（国大法2条5項・30条）、及び文科相が「認可」する「中期計画」（2条6項・31条）、さらに「中期目標」終了時点で文評価委員会の意見を聴いて最終的に「主要事務及び業務の改廃」まで取り得る文科相の「所要の処置」（現31条の2第1項3号・31条の4）等によって拘束されることとなった。他方の「対内的保障」では「管理者の自治」中心の規定が盛られ、学長の選考は「学長選考会議」の権限（12条2項、任命は「法人の申出に基づいて文科大臣が行う」、同条1

項)、教職員の任命は学長の権限(35条による通則法26条の準用)とされた<sup>11)</sup>。しかも唯一残されていた「教授会の重要事項審議」権限(これは国公立大学に共通)も、2014年の学校教育法改正により廃止され、大学における教育研究事項の主要部分の決定権は学長権限<sup>12)</sup>とされることとなった。

学術会議の在り方論の行く末は不明であるが、僅少な国費投入の見返りとして国家権力(政府)の監督を強化する特殊法人化案が浮上しかねない。しかし、仮に学術会議の活動期間を区切って、政府による事業計画の承認や事業評価のような制度が導入されれば、今回の任命拒否どころではない政治介入を「合法的に」認めることとなり、到底容認できないことは、上述のところから明らかであろう。

#### 4 任命拒否の背景—90年代後半の「行政改革」と内閣機能の強化

それにしても通常では考えられない今回の事態の背景には何があるのだろうか。国民主権の下で憲法の統治構造=国政の在り方(「国のかたち」)の中心に国会を据えるか内閣を据えるか、また行政内部における政治家と官僚の関係<sup>13)</sup>を巡っては、多くの議論がある。しかし本稿が着目するのは、現実に行われた政治制度改革がその後の現実政治の中でどのように運用されて今日の状況に至ったかにある。

その観点から注目すべきは、90年代後半以降の行政改革によって機能及び権限が強化された内閣及び内閣総理大臣が、その後の政治運営の中で統治権限を拡大していったという現実政治の展開であろう。行政改革は、1996年橋本政権下で「行政改革本部」が発足し、憲法(「企画・制度問題小委員会」主査:佐藤幸治)及び行政法(「機構問題小委員会」主査:藤田宙靖)の立場から検討され、1997

年12月3日に「最終報告」が出された。その「はじめに」で、「21世紀における国家機能の在り方」「それを踏まえた中央省庁再編の在り方」「官邸機能の強化のための具体的方策」が打ち出され、その主要な目標として「内閣機能の強化」が提言された。その基本的な構想は、「限界ないし機能障害を露呈しつつある」従来の『「行政各部」中心の行政(体制)観と各省庁による分担管理原則』に代えて、「日本国憲法上『国務を総理する』という高度の統治・政治作用、すなわち、行政各部からの情報を考慮した上での国家の総合的・戦略的方向付けを行うべき」「内閣の機能強化」とそのための「内閣総理大臣の指導性の強化」を図ることであった。この最終報告については各検討責任者による解説がなされている<sup>14)</sup>が、そのうち、憲法部会の検討責任者(佐藤幸治)は、当該行政改革が国会との関係でも内閣優位を指向していることを明言している<sup>15)</sup>。

この最終報告を後押しするように、1998年6月中央省庁等改革基本法が制定され、1999年7月内閣官房の機能を強化した内閣法改正が行われ、同月内閣内に、国家行政組織法に設置根拠を置かず、行政各部の施策統一に必要な企画・立案・総合調整事務を行う内閣府が設置され(国家行政組織法1条、内閣府設置法2条、3条、4条)、2014年4月内閣法改正で内閣官房に官僚の人事を一元管理する内閣人事局が設置されることとなった(内閣法21条)。

こうした機能及び権限の強化という制度的基盤に支えられた現実政治の展開によって、内閣及び内閣総理大臣優位の統治体制が確立していくのに伴い、民主主義理念(の誤解)から「国民による選挙」を正当性の根拠とする政治家優位の「行政(体制)観」が増殖していき、その結果、対官僚との関係では、官

僚の行き過ぎた政治家付度を生み出し、対外的な関係では、2014年5月学問の自由・大学の自治にとって最後の砦とも言うべき教授会自治を廃止する学校教育法の改正、さらに同年7月1日の一方的な閣議決定による集団的自衛権の行使（の一部）容認、そして今回の任命拒否へと続くこととなったのではないかというのが、本稿の見立てである。

## 5 国民主権、民主主義、立憲主義

今回の任命拒否に関連して既に「法の支配」ないし「立憲主義」違反が指摘されている<sup>16)</sup>が、本稿は今回の任命拒否という事態で最も深刻なことは、上述のとおり、政権による立憲主義の著しい不敬讓であると考え、

立憲主義は民主主義と歴史的・理論的な出自を異にする<sup>17)</sup>。「民主主義は権力が人民の意思に基づくべきことを意味し、近代憲法においては国民主権という形をとる。立憲主義は権力が制限されなければならないということの意味し、近代憲法は個人の人権を確保することを目的とする<sup>18)</sup>。ただし、民主主義は自由で平等な個人による国家意思形成への参加体制＝民主制度を必要とするところから、立憲主義と民主主義は密接に関連し、両者は近代以降の市民社会では（あれかこれかの関係ではなく）言わば「絶妙なバランス」をもって機能することが期待されている（それ故現在では、立憲民主主義と言われるのがむしろ一般的ですらある）。

しかし、本稿が立憲主義の権力制限原理にこだわるのは、立憲主義とは、例え民主主義的手続きに則って主権者国民から統治権力を付託された（国民の）代表者であっても、その権力は制限的に行使しなければならないこと、象徴的な言い方をすれば、民主主義の名においてもできないことがあることを本旨とする原理であり、今回のような事態こそ、そ

の出動が期待される原理だからである。政権側は憲法15条の「国民の公務員選定罷免権」を持ち出し、あたかも民主主義に則った責任主体が内閣総理大臣であるかのように装おうとしているが、こうした民主主義の誤解を糾すためにも、今回の任命拒否は、現政権による学問の自由への無理解に加えて、立憲主義に対する著しい不敬讓と言う他ないと指摘する意義があろう。憲法99条の「公務員の憲法尊重擁護義務」もこの文脈で理解されなければならない<sup>19)</sup>。

## おわりに

「自己統治の近代的ヴァージョンに他ならぬ近代国家を前提とする近代立憲主義は論理という武器しか持たない<sup>20)</sup>」と言われるが、今回の任命拒否は権力の濫用という、立憲主義が本来機能すべき局面であると同時に、憲法の特別保障にも拘らず危機が叫ばれている「学問の自由」の、まさにその「現場」で起きた事態であることから、「現場」に直接・間接に関わる者は、立憲主義の「権力制限原理」という「論理」を「武器」に率先して抵抗すべきこととなろう。この抵抗は、「熟議」を要素とする民主主義と広汎に協調・連帯することで、学問の自由を取り巻く現状を見直す契機となりうると考えられる。

その点で、今回の任命拒否はコロナ禍という未曾有の事態にあつてもすれば背景に追いやられがちではあるが、2020年12月の段階で既に800を超える学会、200を超える団体等が抗議声明を公表していること<sup>21)</sup>、さらに本年4月26日には今回任命されなかった6人が行政機関個人情報保護法に基づき「自己に関して保有している文書」を開示するよう内閣府や内閣官房に求め、また6人のうち3人を含む法学者や弁護士計1162人が任命拒否の根拠や理由が分かる文書の開示を

求めて情報公開請求し、開示されなかった場合は、不服申し立てや行政事件訴訟法に基づく訴訟も検討する<sup>22)</sup> という強い決意を表明していることは、極めて重要である。

追記：脱稿後に、政府が、日本学術会議の在り方について、「総合科学技術・イノベーション会議」の有識者懇談会で方向性を議論することを決めたことが報じられた。

#### 注および参考文献

- 1) 直近の事例として、阿部誠：「大分大学における学部長選考をめぐる問題点—ガバナンス改革と大学の自治」『日本の科学者』56 (2), 44-50 (2021) 参照。
- 2) 佐藤学他編『学問の自由が危ない 日本学術会議問題の深層』(晶文社, 2021)。広渡清吾：「科学と政治の関係—日本学術会議の会員任命拒否問題とは何か」『法律時報』1158 (2020年11月) 242-247。岡田正則：「日本学術会議会員任命拒否の違憲・違法性」『法と民主主義』554 (2020年12月) 13-16。佐藤岩夫：「日本学術会議会員任命拒否問題と『学問の自由』」『法学セミナー』793 (2021年2月) 38-43。中富公一：「日本学術会議会員任命拒否事件の憲法上の諸問題」『法学セミナー』793, 44-49 等参照。
- 3) この点については既に一定の検討がなされている。前田定孝：「軍事的安全保障研究の〈研究成果〉と行政情報」『三重大学法経論叢』36 (2), 25-42 参照。
- 4) 前註2) に引用した文献には全て違憲性の指摘がある。
- 5) 「ポポロ座事件」最大判1963年5月22日刑集17巻4号p.370。
- 6) 自民党PT：「日本学術会議に向けた提言」(2020年12月9日)。[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200957\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200957_1.pdf)  
日本学術会議：「声明『日本学術会議会員任命問題の解決を求めます』」(2021年4月22日)。  
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/pdf25/sokai182-s-ninmei.pdf>  
日本学術会議：「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて」(2021年4月22日)。  
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/pdf25/sokai182-s-houkoku.pdf>  
なお、日本学術会議自身が改革課題と考えて検討する諸点として、①国際活動の強化、②日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化、③対話を通じた情報発信力の強化、④会員選考プロセスの透明性の向上、⑤事務局機能の強化、を挙げている。『日本の科学者』56 (3), 50 (2021) 参照。
- 7) 岩崎稔他編『激震！国立大学—独立法人化のゆくえ』(未来社, 1999年)。鈴木真澄：「独立行政法人と国立大学」『山口経済学雑誌』47 (6), 161-203 (1999)。同：「国立大学と独立行政法人化問題—『国民のための』大学とは何か」『法学セミナー』546 (2000年9月) 67-71。同：「独立行政法人現象と国立大学法人」『山口経済学雑誌』52 (3) 91-113 (2004) 等参照。
- 8) 「〈特集〉独立行政法人制度を問い直す」『日本の科学者』54 (12), (2019) 等参照。
- 9) 1999年7月「独立行政法人通則法」が成立する直前に行政改革会議「機構問題小委員会」主査から、憲法学と行政法学の観点の違いについて注目すべき見解が出された。「『学問・教育の自由』を理由として、国立大学のみを独立行政法人の対象としないのは政治的には説得力が乏しく、現行の教特法が国立大学の教官人事に関し広範に大学の自治を

認めているのは、憲法学的見地からは『学問の自由・大学の自治』を具体的に表現したものであるということになるが、行政法学的見地からは『学問の研究及び教育という事業の遂行のためには、それを認めた方がより合理的である』という政策判断によるもの、と説明することができであろう。藤田宙靖：「国立大学と行政法人」『ジュリスト』1156 (1999.6.1-15) p.117。ただし、この論文でも国立大学の旧来の自治体制を維持すべく教特法の適用か相応の個別法に言及されている (pp.118-119)。また「独立行政法人は、改良型の特殊法人」という認識が示されている (p.113)。

- 10) 国立大学長らで組織する「国立大学等の独立法人化に関する調査検討会議」が2002年3月26日文科省に提出した「新しい『国立大学法人』像について」の「最終報告」で、「大学の自治」の代わりに「大学の自主性・自律性」という言葉を使っていることに関して、蟻川恒正(「国立大学法人論」『ジュリスト』1222 (2002.5.1-15) pp.60-67) は、次のように問題点を指摘している。「最終報告が、『大学の自主性・自律性』を『教員団』による『大学本来の自主性・自律性』ではなく、権限が強化された学長や運営協議会・評議会といった『管理者』による『大学運営の自主性・自律性』という意味で使い、研究・教育活動を担う教員団の構成員を銜衡・決定する『教員人事』を『真に学部等の教育研究に関する重要事項』から除外する『教育研究概念』に立っていることは、看過すべからざる重大問題である。この「大学の自主性・自律性」の制度化を踏まえた国大法制定過程については、中富公一：「国立大学法人による学長選考と文部科学大臣の学長任命権—高知大学学長任命処分取消訴訟を素材として」『岡山大学法学会雑誌』60 (1) p.42 以下参照。
- 11) 国大法の問題点(違憲性)につき、杉原泰雄編集代表『新版体系憲法事典』(青林書院, 2008) pp.547-548 (松田浩) 参照。また同法制定前行政法学からも同様の点に違憲の疑いが出されていた。山本隆司：「独立行政法人」『ジュリスト』1161 (1999.8.1-15) pp.132-133。さらに国立大学の現状について、長山泰秀：「運営交付金配分がまねく国立大学の危機」前註8) pp.11-16 参照。
- 12) 改正学校教育法93条、同改正法の違憲性につき、松田浩：「大学の『自治』『決定』—学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」『法学教室』413, p.52 参照。
- 13) 行政内部における官僚の対政治家中立性等については、嶋田博子：『政治主導下の官僚の中立性—一言説の変遷と役割担保の条件』(慈学社, 2020) 参照。
- 14) 「特集・国家の役割と統治機構改革〔対談：佐藤幸治・高橋和之〕「統治機構の変革」『ジュリスト』1133 (1998.5.1-15) pp.8-23。「同〔対談：藤田宙靖・小早川光郎〕「行政構造の変革」同 pp.24-39。なお、「行政改革会議」の「最終報告」のURLは、<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/report-final/>
- 15) その要旨は次のとおり。「日本国民は過度に国家依存の体質が強かったために『管理されすぎる国家』『肥大化し硬直化した政府組織』が現出したが、これからは安易に政府に依存しない自律的な個人を基礎とする自由で公正な社会を『われわれ国民』が統治の主体として構築しなければならない。国家が国家として機能するためには行政権に内在する高度の統治作用が必要になるから、従来の行政各部優位の行政の守備範囲を限定的かつ明確にしつつ、行政の統括者としての内閣の立場を明らかにし、主権者たる国民が内閣にもっと責任を取らせる体制を作らなければならない。そのため内閣機能の強化と内閣総理大臣の指導性の強化を図る必要がある。国会は国民の多様な考え方が表出し、会期制によって分断され、国際・国内関係の情報を迅速かつ体系的に収集・分析する立場として限界があるから、内閣のチェック機関、最終的な決定機関とすべきである。これに対して、国の基本政策を主導するのは国会であるべきだと

というのが憲法学の通説的な考え方ではなかったのか、という高橋和之：前註14) 発言参照。ただし、高橋自身も内閣中心の統治体制を構想している。高橋和之：『国民内閣制の理念と運用』（有斐閣，1994）等。この点に関連して、本秀紀：『首相公選論』・『国民内閣制』・『内閣機能の強化』—『行政権までの民主主義』論の再検討』『法律時報』909（2001年9月）pp.88-92 参照。

- 16) 中富公一：前註2) 論文 p.45 等。
- 17) 立憲主義については多数の論稿があるが、本稿は立憲主義の原理を実践的な立場から考察している。
- 18) 樋口陽一：『抑止力としての立憲主義 再び立憲主義について』（岩波書店，2017）所収「第4章II『立憲主義』or/and『民主主義』という問題」pp.181-182。
- 19) 因みに、90年代後半の行政改革以来「官から民へ」と言われ出したが、「民」には憲法99条の憲法尊重・擁護義務が及ばないことを銘記すべきである。尚、今回の任命拒否は一般に「民主主義の危機」と捉えられているが、その場合の民主主義は立憲民主主義であるはずである。
- 20) 樋口陽一：前註18) p.190。ただし同時に著者は、2015年夏国会前（の安保関連法反対運動）で「立憲主義」と「民主主義」からの声が交錯したことの意義に言及している。同頁。
- 21) 前註2) 佐藤学他編『学問の自由が危ない 日本学術会議問題の深層』p.5, pp.277-291。
- 22) 『毎日新聞』（2021年4月27日）。

《訂正》

p.51 注9) 1～2 行目

誤：行政改革会議「機構問題小委員会」主査

正：前行政改革会議「機構問題小委員会」主査

p.51 注9) 12 行目

誤：「国立大学と行政法人」

正：「国立大学と独立行政法人制度」